

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【公開番号】特開2014-158558(P2014-158558A)

【公開日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-047

【出願番号】特願2013-30244(P2013-30244)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であつて、

回路基板を収納する第1部材及び第2部材からなる基板ケースと、

前記第1部材と前記第2部材とを封止状態とするために用いられる封印シールと、
を備え、

前記基板ケースは、互いに異なる方向を向く複数の貼付面を有する封印シール貼付部を
有し、

前記封印シールは、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに変化する溶剤
使用部を有し、

前記複数の貼付面に跨るように貼付されたときに一の貼付面と他の貼付面との間に形成
される角部に位置しない部分に前記溶剤使用部が配置されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、遊技を行うことが可能な遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、この種の回路基板を、ベース体(第1部材)とカバーボディ(第2部材)とからなる
基板ケースに収納するとともに、封印シールを貼付することにより開封された場合には
その痕跡が残るように封止状態とすることで、回路基板に不正行為が行われた可能性があ

ることを容易に発見することができるようとしたものがある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、
遊技を行うことが可能な遊技機（例えば、スロットマシン1／パチンコ遊技機1001
）であって、

回路基板（例えば、遊技制御基板40／主基板1031）を収納する第1部材（例えば、
ベース部材201／ベース部材1201）及び第2部材（例えば、カバー部材202／
カバー部材1202）からなる基板ケース（例えば、基板ケース200／基板ケース12
00）と、

前記第1部材と前記第2部材とを封止状態（例えば、基板ケースが開封されたらその痕
跡が残るように閉鎖した第2封止状態）とするために用いられる封印シール（例えば、封
印シール400／封印シール1400）と、

を備え、

前記基板ケースは、互いに異なる方向を向く複数の貼付面（例えば、後貼付面229a
、右下貼付面229b、前貼付面224a、右上貼付面224b／前貼付面1229a、
右下貼付面1229b、右上貼付面1224b）を有する封印シール貼付部（例えば、ベ
ース側封印部229、カバー側封印部224／ベース側封印部1229、カバー側封印部
1224）を有し、

前記封印シールは、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに変化する溶剤
使用部（例えば、所定の剥離液と接触することにより該剥離液に溶解する特殊インクにて
印刷形成された溶剤使用表示部450A～450D／溶剤使用表示部1450A～145
0D）を有し、

前記複数の貼付面に跨るように貼付されたときに一の貼付面と他の貼付面との間に形成
される角部（例えば、後貼付面229aと右下貼付面229bとの間に形成される角部C
1、前貼付面224aと右上貼付面224bとの間に形成される角部C2／前貼付面12
29aと右下貼付面1229bとの間に形成される角部C10）に位置しない部分に前記
溶剤使用部が配置されている（例えば、図15（A）に示すように、封印シール400は
、基板ケース200に貼付されたときに角部C1、C2に掛からない位置に溶剤使用表示
部450A～450Dが印刷されている。／図30に示すように、封印シール1400は
、基板ケース1200に貼付されたときに角部C10に掛からない位置に溶剤使用表示部
1450A～1450Dが印刷されている。）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させようとした場合、該
封印シールの溶剤使用部が変化することで、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下さ
せようとしたことがわかるようになるため、溶剤により剥離した封印シールを再度貼付す
るといった不正行為を抑制できるとともに、基板ケースに貼付されたときに溶剤使用部が
角部に掛かることがないので、溶剤使用部の視認性が損なわれることを防止できる。